

## 入会申込書

入会年月日	西暦	年	月	日	
生年月日	西暦	年	月	日	( 歳)
氏名 (フリガナ)					(男・女)
住所 (Address)	〒				
連絡先	TEL :		MAIL :		緊急連絡先 :
武道、格闘技歴					
段位、修業年数					

### <GRIP JIU-JITSU TEAM 会員規約>

1. 指導には素直に従うこと。指導者の許可なくスパーリングを行わないこと。
2. 道場で修得した技術は私闘に使わないこと。いかなる場合でも道場内で喧嘩をしないこと。
3. 自己の身体管理をすること、練習中異常を感じた場合は速やかに申し出ること。
4. 指導者の許可がない限り、試合を行わないこと。

### <健康申告書>

私は、GRIP JIU-JITSU TEAM入会にあたり、下記事項を嘘偽りなく申告いたします。

1. 心疾患・脳疾患などの疫病はありません。
2. 心身、精神などの障害はありません。
3. 法定伝染病および中毒性はありません。
4. 医師より運動を止められておりません。

この申告が虚偽または不実による場合、及び入会後に上記すべての事項に一つたりとも該当したとき、会員規約の一つでも反した場合は乙より退会を命じられても、一切異議申し立てはいたしません。上記の会員規約、健康申告書に同意し入会申し込みます。

本人署名

印

# **GRIP JIU-JITSU TEAM利用規約兼誓約書(1/3)**

## **第一条 《名称》**

本道場はGRIP JIU-JITSU TEAM（以下「本道場」という）と称します。

## **第二条 《目的》**

本道場は心身の健康維持および増進を図ると共に、ストレス発散、運動不足解消、ブラジリアン柔術の選手強化を目的とします。

## **第三条 《入会の資格》**

- 1、本道場の入会を希望する者は、利用規約および諸規定を了承の上、所定の申込手続きを行い本道場の承諾を得た上で、所定の入会金、月会費等を本道場に払い込むことにより会員としての資格を取得します。
- 2、暴力団、極右、極左などの構成員、その他本道場の会員として不適当と認められた者は入会できません。

## **第四条 《会員の要件》**

本道場の会員は次の要件に該当する者としてします。

本道場の利用規約を厳守し、健康に異常がなく、本道場が承認した者。

## **第五条 《入会金・月会費》**

- 1、入会金・月会費は本道場が定める金額とし、所定の方法で支払うものとします。支払われた入会金、月会費はいかなる場合も一切返還されないものとします。
- 2、月会費は休会、退会の届けが受理されない限り、本道場の利用の有無に関わらず支払うこととします。

## **第六条 《変更事項の提出》**

会員は入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本道場に届けて頂きます。

## **第七条 《退会》**

- 1、退会する場合は、退会希望月の前月5日までに退会の申請をする事とします。例えば、12月に退会したい場合、11月5日までに申請してください。前月5日までに申請のない場合は、退会月の会費支払い義務は継続することとなります。尚、会費などの未納金がある場合は完納して頂きます。完納されない限り退会は受理されないものとします。
- 2、退会月の会費は月の途中であっても全額領収するものとします。

# **GRIP JIU-JITSU TEAM利用規約兼誓約書(2/3)**

## **第八条 《会員資格の停止および除名》**

会員が次の各項のいずれかに該当する時、会員の資格は一時停止または除名となります。

- 1、本道場の利用規約およびその他の規則、規定に反したとき
- 2、本道場を中傷または本道場の名誉を著しく傷つけたとき
- 3、本道場に対する諸費用の支払いを2ヶ月以上滞納し、本道場の催促に応じないとき。但し、その間の諸費用は支払うものとします。
- 4、公序良俗に反する行為があったとき
- 5、その他、本道場が会員としてふさわしくないと認定したとき

## **第九条 《休会》**

会員は下記の正当な事由により、休会の申請を行い本道場の承認を得て休会をすることが出来ます。休会希望月の前月5日までに休会の申請をする事とします。例えば、12月に休会したい場合、11月5日までに申請して下さい。

前月5日までに申請のない場合は、会費支払い義務は継続する事となります。尚、会費などの未納金がある場合は完納していただきます。休会期間中は口座振替システム手数料として1ヶ月につき800円頂戴いたします。

- ①、海外移住、転勤などにより本人が本道場を利用できないと判断される場合
- ②、妊娠、疾病、怪我、傷害など、本道場の利用が不可能であり、退会の意思が本人にない場合
- ③、その他本道場が正当な事由と認めた場合

## **第十条 《資格喪失》**

会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとします。

- 1、退会 2、除名 3、死亡 4、道場の閉鎖の時

## **第十一条 《規約規則の遵守》**

本道場の会員は本契約、規約を遵守し、本道場の施設を利用する際は本道場の管理者および指導者の指示に従うこととします。

## **第十二条 《休日・休業》**

- 1、本道場の休日は、スケジュール表によって、会員に知らせるものとします。
- 2、本道場所属選手が大会に出場する時、または本道場関係者がイベント開催に関わる時、その他道場が休業を必要と認める時は、休業または閉鎖することがあります。

# **GRIP JIU-JITSU TEAM利用規約兼誓約書(3/3)**

## **第十三条 《道場の閉鎖》**

本道場は止むを得ざる事情による場合、本道場を閉鎖することができ、会員はこれに関して何等の異議を唱えず、如何なる請求もしないものとします。

## **第十四条 《会員以外の道場利用》**

本道場は特に必要と認めた場合、当規約に定める会員以外の者に本道場を利用させることができるものとします。（出稽古・体験レッスン等）

## **第十五条 《責任事項》**

- 1、本道場の利用に際して本人または第三者に生じた人的、物的事故について本道場は一切賠償責任の責を負わないものとします。
- 2、会員が本道場の利用に際して本道場または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- 3、本道場の利用施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について、本道場は会員及び利用者に対していかなる責任も負わないものとします。

## **第十六条 《禁止行為》**

- 1、喫煙、所定の場所以外での飲食
- 2、酒気を帯びてのトレーニング
- 3、賭博行為、勧誘、及びそれに類する行為で他の会員に迷惑を及ぼす行為
- 4、その他、本道場の利用目的にそぐわない行為

**附則1、本規約は随時改正することができます。**

## **誓約書**

**GRIP JIU-JITSU TEAM 殿** \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

私は、GRIP JIU-JITSU TEAMの利用規約の内容を理解した上で道場を利用し、当道場内で生じた怪我・事故・故障（後遺障害、死亡も含む）、盗難等のトラブルについて自己責任として対処し、道場運営者や関係者の責任は追求しないことを誓約いたします。

また自信の過失において生じた他の会員や道場に対する損害については自己の責任において処理します。18歳未満の会員については保護者が本誓約書に同意したうえで署名します。

本人署名 \_\_\_\_\_

印 保護者署名 \_\_\_\_\_

印